

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

日本赤十字社 栗山赤十字病院

1. 趣旨

形式的な疑義照会の減少による、患者の待ち時間短縮及び医師・薬局薬剤師の負担軽減

2. 運用方法

- ① 院外処方箋に係る疑義照会不要例を定めたプロトコールを作成
- ② 栗山赤十字病院と保険薬局において「疑義照会簡素化における合意書」（別紙）を取り交わし、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う
- ③ 保険薬局は疑義照会簡素化プロトコールに基づいて変更調剤した内容について、事後に「疑義照会后報告用紙」（別紙）を FAX 等で病院に提出する
(参考：薬剤師法第 23 条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

【処方変更に関わる原則】

- 疑義照会簡素化を希望する場合「疑義照会簡素化における合意書」を提出すること。
- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法・用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（用法・用量、価格等）を行い、必ず**理解と同意を得た上で**変更する。

3. 各種問い合わせ窓口

TEL : 0123-72-1015 (代)

FAX : 0123-72-1125

- ① 処方内容に関すること：各診療科・処方医へ直接確認
- ② プロトコールに関すること：薬剤部へ確認

4. 一般名処方について

一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供・後発医薬品の変更報告書は不要

5. 疑義照会不要例

① 同一成分の銘柄変更

例：アムロジン OD錠 5 mg → ノルバスク OD錠 5 mg
→ アムロジピン OD錠 5 mg「サワイ」

- ・ 先発品間の変更可（出荷調整等で入手困難な場合に限る）
- ・ 後発品から先発品への変更可（出荷調整等で入手困難な場合に限る）
- ・ 適用外使用とならないよう留意

② 処方規格の変更

例 1：フロセミド錠 20 mg 2錠 → フロセミド錠 40 mg 1錠

例 2：タケキャブ錠 20 mg 0.5錠 → タケキャブ錠 10 mg 1錠

③ 患者希望によるアドヒアランス向上を目的とした一包化、粉碎、混合

- ・ 必ず患者本人に十分な説明と同意を得ること
- ・ 安定性データに留意すること

④ 吸入指導（3か月毎に1回）

- ・ 必ず患者本人に十分な説明と同意を得ること

⑤ 湿布薬や軟膏での処方規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：リンデロン VG軟膏 5g 2本 → リンデロン VG軟膏 10g 1本

⑥ 週1回あるいは月1回投与製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：フォサマック錠 35 mg（週1回製剤） 1錠 1日1回 14日分 → 2日分

- ⑦ 「1日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：センノシド錠 12 mg 1錠 （月・水・金に服用） 14日分→6日分

- ⑧ 湿布・点眼薬・点耳薬・点鼻液・吸入剤・インスリン及び注射針処方量の調整
- ・ 次回受診まで不足する場合（63枚を超えない範囲で）

- ⑨ 内服薬と外用剤の処方日数・枚数が異なる場合の調整（内服に合わせる）

例：内服薬 30日分

外用剤 56日分→30日分

- ⑩ 残薬による投与日数の調整

- ・ 継続処方されている処方薬に残薬がある場合に限る
- ・ 次回受診日まで不足しないように調整すること
- ・ 疑義照会后報告用紙等で必ず報告すること
（次回診療時、患者に不利益が生じることもありうるので厳守すること）
- ・ フォーマットは独自のものでも可

6. その他

- ① 薬事委員会（院内）や薬薬連携セミナー（院外）にて、随時意見を募集し更新する
- ② お薬手帳や各種報告用紙にて情報のフィードバックを推進する
- ③ インシデント等の報告は各診療科に連絡後、薬剤部に報告書を提出する
- ④ 疑義照会簡素化プロトコールは、あくまで時間短縮・負担軽減を目的としたもので、疑義照会を妨げるものではない